

## 補助金施設の転用緩和へ

「国の補助金を使って整備した公民館や学校施設を産業支援施設などに転用できないか」。こうした地方自治体の政策願望を阻んでいた補助金等適正化法の運用が今夏にも弾力化され、補助金施設の大規模な転用緩和が実現する見通しになった。要望を吸い上げ、各省庁に実現を働きかけた内閣府規制改革会議委員の米田雅子慶應義塾大学理工学部教授に話を聞いた。

「補助金の使い方を定めた補助金等適正化法のどこに問題があったのですか。

「地方自治体が補助金施設を弾力的に運用できない点だ。地方では市町村合併や少子高齢化に伴い、公民館や学校施設が余り気味。こうした施設を特産品の加工・販売施設として活用したい、学

は強まっている」

「ところが同法では、当初決められた用途以外に使用する際は施設の耐用年数(建物の多くは50

(根本英幸)

足かせがある。このたで、補助金の返還も止め、文部科学省の補助金で整備した学校の空き教室を厚生労働省所管の高齢者施設に転用しようとしたら、補助金返還を迫られたといった事例が数多くあった

具体的にどう変わるのですか。「完成後10年たてば補助目的を達成したものとみなし、国に報告するだけであつても、自治体が自由に転用

でき、補助金の返還も不要になるというのが第一点。第二は10年未満でも、秋から自民党や各省

に説明したが、各省

施設に伴う場合は、10年とも問題意識をもつてたのと同じ扱いにするという内容だ。地方自治体は、これで新たな財政支出なしに既存施設を

改修を伴わず、損をする人がいないという点も後押ししたのだろう」

「今後、進めたい規制改革は

「例えば08年度から農水・総務・文科の3省共

## 有効活用 ニーズ拡大 完成後10年区切りに

米田 雅子氏 に聞く



よねだ・まさこ 78年(昭53)お茶の水女子大卒、同年新日本製鉄入社。90年建築技術の調査研究会社設立。98年建築技術支援協会設立・常務理事、06年東京工業大特任教授、07年1月内閣府規制改革会議委員、同年4月慶大教授。山口県出身、52歳。

家に民泊する大がかりな事業で、旅館業法や食品安全法、消防法などの規制を緩和する必要がある。また過疎地でも病院を成立させたり、木質バイオマス燃料を効率的に生産できる規制緩和などを進めていきたい」

による「子ども農山漁村交流プロジェクト」が始まる。延べ120万人の児童が1週間、農山漁

通った。昨年6月の規制要望月間で受け付

け、秋から自民党や各省

に説明したが、各省